

令和5年第19回公安委員会会議録

日時	8月10日（木曜日）	自午後 1時30分 至午後 4時50分	場所	公安委員会室
会議	公安委員	宮尾委員長 吉田委員 小野委員 廣塚委員 甲斐委員		
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長		

第1 聴聞等についての決裁

聴聞4件、意見の聴取29件についての決裁（運転免許課）

第2 定例会議

1 警戒の空白を生じさせないための組織運営について

警務部長から、警戒の空白を生じさせないための組織運営について報告が行われた。

【委員からの質問等】

- 委員から、「警察庁が示した指針等については、都道府県ごとに実情が異なるということが考慮され、それが前提とされたものであるという理解でよいか。全国で共通する部分もあれば、熊本県特有の部分もあると思うので、熊本県の現状を伝えながら、警察庁と双方向で改革を進めていければよいと思うがいかがか。」旨の質問があり、警察側から「委員御指摘のとおり、全国で一律に進めていくべきものもあれば、都道府県の地域性を踏まえるべきものもある。指針等は、その点は考慮されたものとなっております。今後、双方向で協議しながら進めていく予定である。」旨の説明があった。
- 委員から、「県境を越えた犯罪が多くなっている。捜査嘱託体制の強化とあるが、捜査を嘱託するのではなく、複数の県警察が集まって、いずれかの都道府県警察のイニシアチブの下で捜査を進めるということは考えないのか。」旨の質問があり、警察側から「一つの都道府県警察だけで完結しないような犯罪については、既に合同捜査・共同捜査を行っているところである。」旨の説明があった。
- 委員から、「業務の合理化・効率化の観点から、デジタル化を更に推進してほしい。まず、定型事務のデジタル化を促進してから、個々の警察官の行動の効率化に資するような方向に持って行った方が、時間が確保でき、警戒の空白を生じさせないような人的リソースの確保と有効活用に早くつながるのではないかと思う。」旨の意見があった。

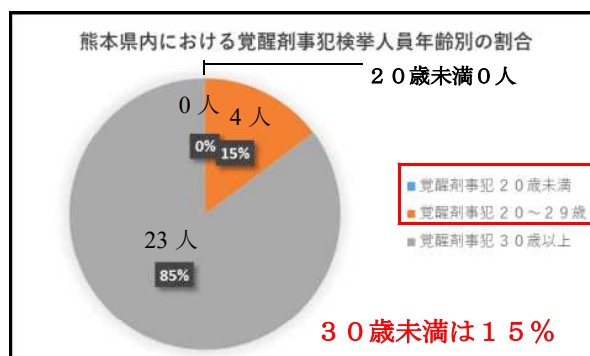
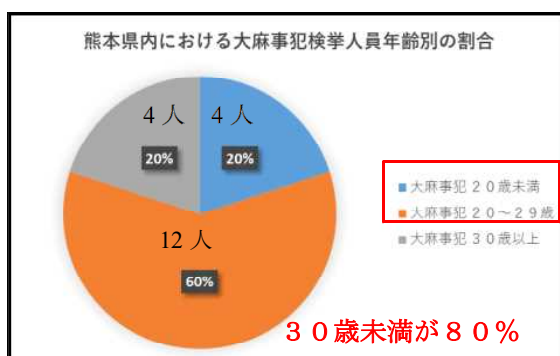
## 2 令和5年上半期の薬物事犯検挙状況等について

### (1) 熊本県内の薬物事犯検挙状況（検挙人員及び押収量）

区分	年別	人員 押収量	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
			人員(人)	57	47	45	30
覚醒剤事犯	6月末	押収量(g)	4	5	27	6	410
	12月末	人員(人)	101	83	88	58	
		押収量(g)	70,027	10	99	13	
	6月末	人員(人)	21	20	17	23	20
大麻事犯		押収量(g)	2,028	4,920	743	178	14,974
	12月末	人員(人)	39	51	56	49	
		押収量(g)	2,102	6,714	3,273	6,213	
	6月末	人員(人)	78	67	62	53	47
検挙人員合計		人員(人)	140	134	144	107	
	12月末						

※ 押収量の小数点以下は切り捨て

### (2) 若年層（30歳未満）の大麻及び覚醒剤事犯検挙状況（令和5年上半期）



### (3) 最近の主な検挙事例

暴力団幹部らによる組織的薬物密売事件の検挙（令和5年2月）



### (4) 薬物（大麻）事犯の傾向

- 全国的に若年層（30歳未満）を中心に大麻事犯の検挙者数が急増
- 県内も、令和3年には過去最多の56人を検挙し、若年層（30歳未満）への拡大が懸念（うち若年層検挙者は42人で検挙者全体の75パーセント）
- 全国的に、インターネット上に氾濫する誤った情報や、SNS等を利用して、容易に入手できることなどが増加の背景

(5) 若年層に向けた大麻乱用防止のための広報啓発活動



専門学校における出張講話



繁華街における大型ビジョン広報



地元プロスポーツチームと協働した大麻乱用防止活動

【委員からの質問等】

- 委員から、「薬物事犯は、何を端緒として検挙しているのか。」旨の質問があり、警察側から「使用者の周辺からの情報、様々な警察活動を通じて入手した情報等である。」旨の説明があった。
- 委員から、「薬物事犯は、使用者の健康だけでなく社会を蝕む。覚醒剤に至っては暴力団等の資金源にもなっている。県警察には、引き続き摘発に尽力してもらいたい。」旨の意見があった。
- 委員から、「関係機関・団体と連携しながら、若年層に対し薬物の有害性を訴えるなど、乱用防止を引き続きお願いしたい。」旨の意見があった。

3 令和5年上半期の交通指導取締り状況等について

重大交通事故に直結する、無免許運転、飲酒運転、速度超過、歩行者妨害、信号無視及び一時不停止を本部指定重点6罪種とし、取締りを推進している。

(1) 令和5年上半期の交通指導取締り件数（暫定数）

	無免許	飲酒	速度超過	歩行者妨害	信号無視	一時不停止	その他	取締り総数
件数	158	207	3,763	584	1,878	7,246	7,941	21,777
前年同期比	+85	+77	+321	+12	+396	+901	+2,275	+4,067
増減率	+116.4%	+59.2%	+9.3%	+2.1%	+26.7%	+14.2%	+40.2%	+23.0%

※ その他～携帯電話使用等・通行禁止・シートベルト等

(2) 過去5年間の交通指導取締り件数の推移

項目 \ 年次	H30	R1	R2	R3	R4
取締り総数	99,941	80,049	55,743	47,671	40,642
本部指定罪種総数	48,205	43,285	36,470	31,872	27,087
無免許	284	213	190	173	208
飲酒	501	519	399	364	388
速度超過	16,218	13,095	8,666	8,982	8,074
歩行者妨害	600	793	1,732	3,033	1,408
信号無視	5,089	6,059	4,956	3,975	3,323
一時不停止	25,513	22,606	20,527	15,345	13,686
その他の違反	51,736	36,764	19,273	15,799	13,555

【委員からの質問等】

- 委員から、「無免許運転の件数の増加について、どのような原因が考えられるのか。」旨の質問があり、警察側から「無免許運転も含めて本年上半期の交通違反の件数は全体的に増加しているが、これは新型コロナウイルス感染症にかかる行動制限等が緩和され、人流、経済活動等が回復したことなどが一定程度影響していると考えられる。また、無免許運転は、少年に限らず、成人による違反も多く見られる。」旨の説明があった。

第3 報告・決裁等

- 1 「ワークライフバランス等の推進のための取組計画」（総務課）
- 2 人事異動に関する報告（警務課）
- 3 監察業務についての報告（監察課）
- 4 第7回行政文書廃棄手続についての報告（広報県民課）
- 5 信号機の意味決定についての決裁（交通規制課）
- 6 令和5年度第17回公安委員会会議録の決裁（公安委員会事務室）
- 7 意見・要望等（R5. No.20）受理の報告（公安委員会事務室）
- 8 審査請求（R5. No.3）受理の報告（公安委員会事務室）